

業庫第64号(例)

2020年9月30日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

新型コロナウイルス感染症を巡る状況を受けて、窓口での書面授受の削減を図る観点から、統轄店宛て報告の一部を原則として電子メールまたはファクシミリによることとし、また「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)の施行<sup>(注)</sup>を受け、これらに伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2020年10月1日から実施することとしました。

また、同日より、該当帳票への押印を不要としますので通知します(この点に関する規程整備は追って実施します)。

つきましては、貴店の実務上の準備が整った時点で、報告方法を切り替えていただければと思います(この間の報告につきましても押印は不要です)。送付先など詳細については、統轄店にお問い合わせください。なお、電子メールまたはファクシミリによる送付後の原本の保管や、日本銀行への郵送は不要です。

(注) 公的医療保険の被保険者等記号・番号等について、個人情報保護の観点から、健康保険事業またはこれに関連する事業の遂行等以外の目的で告知を求めることが禁止されることに鑑み、本人確認の際に、コピー等による被保険者等記号・番号等の収集を行わない旨の注意事項を追加するものです(国庫事務における本人確認では、本件改正前から本人確認資料の収集等を行っておりませんので、従来どおり取扱ってください。)

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 特殊3 1. の注意事項（右ページ）①を横線のとおり改める。
  - ① 印鑑証明書、運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証公的医療保険の被保険者証等、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等により本人であることを確かめる。なお、代理人の場合は、委任状の提出を受ける。この場合、提示を受けた本人確認書類が公的医療保険の被保険者証等、個人番号カードまたは年金手帳であるときは、被保険者等記号・番号等、個人番号または基礎年金番号の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。
  
- 国庫送金編 窓口3 1. (2) イ. の注意事項（右ページ）①1. 中、「用紙寸法A6」を「用紙寸法A4またはA6」に改める。
  
- 国庫送金編 窓口3 2. (2) ニ. の注意事項（右ページ）①1. を横線のとおり改める。
  - 1. 印鑑証明書、運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証公的医療保険の被保険者証等、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等の提示を求める。この場合、提示を受けた本人確認書類が公的医療保険の被保険者証等、個人番号カードまたは年金手帳であるときは、同カード裏面に記載されている被保険者等記号・番号等、個人番号または基礎年金番号の書き写しや個人各番号等記載部分のコピーをしないこと。

○ 国庫送金編 後方 1 1. (2) を横線のとおり改める。

**(2) 国庫送金受払額報告表の作成等**

○ 前記(1)の受払証票により、国庫送金受払額報告表を作成し、店印を押す。

【国庫送金受払額報告表の作成要領】

(書式第111号)

国庫送金受払額報告表 (日付)				
代理店 コード番号		①	日本銀行〇〇代理店	
受 入		摘 要	払 出	
件数	金 額		件数	金 額
②		(213)日銀送金(銀行払)(251)		③
④		(220)委託送金(銀行払) ㊦		⑤
⑥		(268)委託送金(郵便局払) ㊧		⑦
⑧		(237)委託送金(当座振込) ㊨		⑨
⑩		(268)委託送金(郵便振替) ㊩		⑪
⑫		計 (㊦+㊧+㊨+㊩)		⑬
⑭				⑭
⑮		合 計		⑯

振込先 等変更	自店(237)	件
	ゆうちょ銀行 店舗等(268)	件

⑰

⑱

(用紙寸法 A4またはA5横)

○ 国庫送金受払額報告表の受払額について、次の勘定等と照合する。

- ・ 自行で定めた勘定
- ・ 預金店への報告金額

○ 国庫送金受払額報告表、日銀送金(銀行払)の受払証票①および委託送金にかかる国庫送金依頼書控の写②を、電子メールまたはファクシミリにより、統轄店に送付する(注1)(注2)。

(注1) やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、統轄店に書面により提出してもよい。

(注2) 国庫送金受払額報告表、日銀送金(銀行払)の受払証票および委託送金にかかる国庫送金依頼書控の写は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。

以下略(不変)

- 国庫送金編 後方 1 2. を次のとおり改める（全面改正）。

## 2. 月 末 事 務

毎月末、委託送金（銀行払、郵便局払）について、依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から国庫送金未決済額報告表（参考書式第110号）の提出<sup>①</sup>を受けた場合には、次の取扱いをする。

- 国庫送金未決済額報告表<sup>②</sup>の記載事項が整っていることを確かめる。
  - ・ 依頼先銀行等（自店）名または依頼先ゆうちょ銀行店舗等名が記載され、押切印または郵便局の印<sup>③</sup>が押されているか
  - ・ 金額欄、支払期限経過分欄等の記載もれがないか
- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けた国庫送金未決済額報告表の取組額を、依頼先ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控の当該金額（月中合計）と照合する。
- 国庫送金未決済額報告表を統轄店に翌月第8営業日までに到着するよう、電子メールまたはファクシミリにより、送付する（注1）（注2）。

（注1） やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、統轄店に書面により提出してもよい。

（注2） 国庫送金未決済額報告表は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。

- 参考書式第110号中、「日本産業規格A列5」を「日本産業規格A列4またはA列5」に改める。